

医療費控除を受けましょう！

— e-TAXでスマホ等からも申告しやすくなりました —

2018年の医療費はどのくらいかかりましたか？1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。

2017年からは、12,000円を超えて対象医薬品を購入した場合、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができるようになりました。

昨年から、添付書類が簡素化され、「健康保険組合」「協会けんぽ」などの医療保険者が発行する通知書（医療費通知書）が利用できるようになりました。また、医療機関等の領収書も「医療費控除の明細書」を作成し添付すれば、領収

書の添付は不要になりました（領収書は5年間保存が必要です）。

医療費控除の申告をすることにより、次の年の住民税や保育料が安くなる場合があります。

2018年分の所得税の確定申告は2月18日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、1月1日から受け付けています。

申告方法には、電子証明書の取得など事前準備が必要になりますが、インターネット（e-Tax）を利用して申告もできます。また、今年からスマホやタブレットでの申告がしやすくなりました。概要などは次ページに掲載します。

<医療費控除の申告手順>

○2018年分の病院・診療所・調剤薬局・薬局の領収書と源泉徴収票が必要

医療費控除は世帯単位でできる。

1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等（扶養家族でなくてもOK）で合算して10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

例) 年間に支払った医療費が200,000円の場合、 $200,000 - 100,000 = 100,000$ 円が医療費控除の対象になります。（注意！100,000円が還付されるわけではありません。）

申告は収入の多い人が行うほうが有利

○申告書をもらいに税務署へ。（インターネットから申告書をダウンロードすることもできます）

○インターネットで申告する場合は、電子証明書の取得など事前準備が必要です。

従来の方式に加えて、①マイナンバーカード方式、②ID・パスワード方式が加わりました。

（e-Taxホームページ参照 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>）

○申告書に記入

①集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。

②申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。

○住所地を管轄する税務署へ申告書を提出

申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。住所を管轄する税務署がわからない場合は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>）で検索できます。

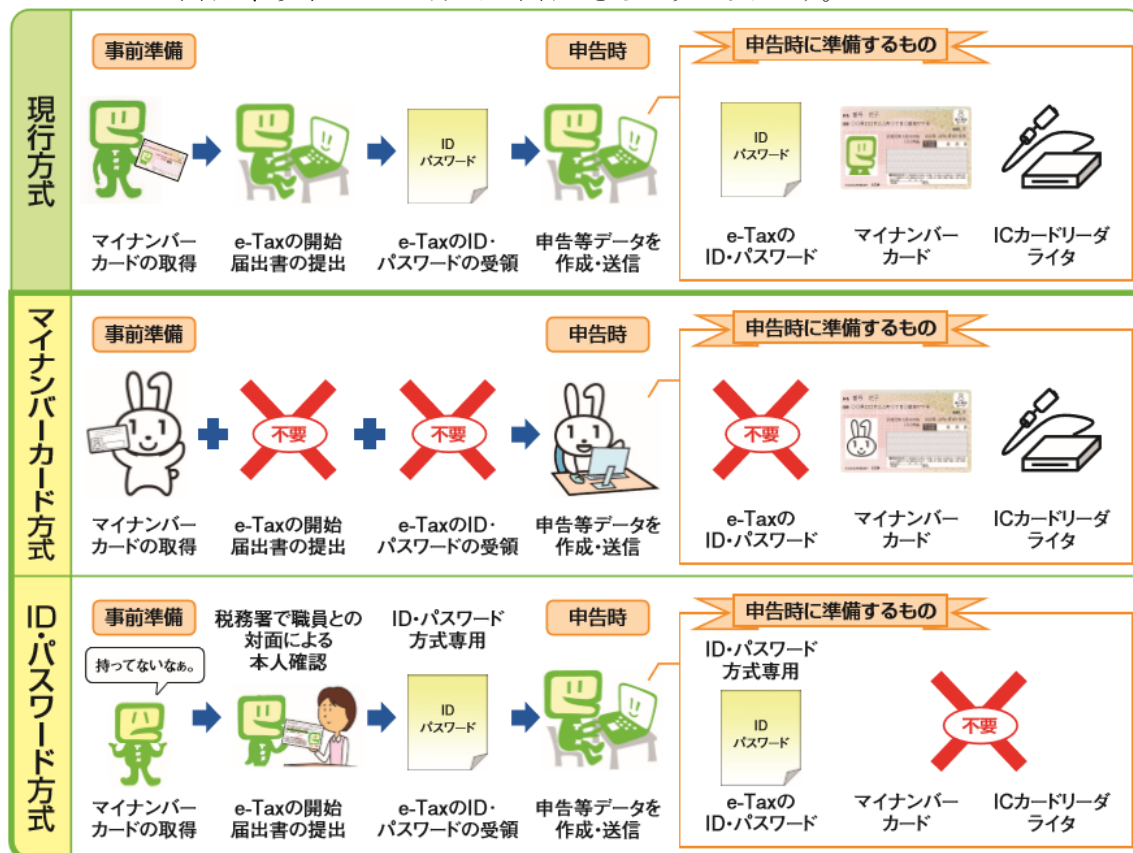
☆2018年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。

< e-Tax 利用の簡便化 >

スマホ×確定申告 スマート申告が始まります！

1. 2019年1月以降の e-Tax 利用のイメージ

e-Tax での申告は、以下の3つの方式で申告できるようになります。



2. スマートフォン専用の画面を利用できます

スマートフォン・タブレット用の画面を利用して、所得税の確定申告書が作成できるようになります。

概要は、以下のHPなどをご参照ください。

※ e-Tax (イータックス) のHP → <http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>

※ 国税庁 HP → https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/smart_shinkoku/index.htm

★ 「医療費控除の明細書と記載要綱」は添付の資料1で確認してください。

★ 国税庁・確定申告特集ページ

⇒ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>